

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十九号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第四条中「第五十一条」を「第五十四条」に、「別表第二」を「別表」に改める。

第六条中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改める。

第八条第一項中「第三条」を「食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第六十六条の二第一項」に改める。

別表第一を削る。

別表第二第一号イ(1)(二)中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、同号イ(1)(三)中「第十一条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同号ロ(3)中「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「乾めん類」を「乾麺類」に、「生めん類」を「生麺類」に、「ゆでめん類」を「ゆで麺類」に改め、同表を別表とする。

附 則

1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。ただし、第四条及び第六条の改正規定並びに別表第二の改正規定（第一号イ(1)(二)を改める部分に限る。）は、令和三年六月一日から施行する。

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第一条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十条第二項に基づく改正前の第三条の規定による管理運営の基準の適用については、令和三年五月三十一日までは、なお従前の例による。